

「廃棄物処理基準等専門委員会報告書（廃棄物処理法に基づく廃棄物最終処分場からの放流水の排水基準、特別管理産業廃棄物の判定基準等に関する検討（トリクロロエチレン））（案）」の概要

平成 26 年 11 月 17 日、トリクロロエチレンの水質環境基準値及び地下水環境基準値がそれぞれ 0.03 mg/L から 0.01 mg/L に変更され、平成 27 年 10 月 21 日に排水基準値が 0.3 mg/L から 0.1 mg/L に変更されたことを踏まえ、諸規制における対応を以下のとおりとする。

（1）最終処分場における基準関係

一般廃棄物最終処分場・産業廃棄物管理型最終処分場の放流水の排水基準及び廃止時の浸出水の基準

- ・ 現在 0.3 mg/L である基準値を、水質環境基準の 10 倍である 0.1 mg/L に変更することが適当

産業廃棄物安定型最終処分場の浸透水の基準

- ・ 現在 0.03 mg/L である基準値を、地下水環境基準と同じ値である 0.01 mg/L に変更することが適当

一般廃棄物最終処分場・産業廃棄物最終処分場の廃止時の地下水基準

- ・ 現在 0.03 mg/L である基準値を、地下水環境基準と同じ値である 0.01 mg/L に変更することが適当

（2）産業廃棄物の判定基準関係

特別管理産業廃棄物の判定基準（産業廃棄物／特別管理産業廃棄物を判定する基準）

- ・ 廃酸・廃アルカリ（処理物含む。）について、現在 3 mg/L である基準値（含有基準）を、排水基準の 10 倍である 1 mg/L に変更することが適当
- ・ 汚泥・処理物（廃酸・廃アルカリを除く）について、現在 0.3 mg/L である基準値（溶出基準）を、排水基準と同じ値である 0.1 mg/L に変更することが適当

**有害な産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準
(遮断型最終処分場への埋立が義務付けられる産業廃棄物の判定基準)**

- ・ 汚泥・処理物（廃酸・廃アルカリを除く。）について、現在 0.3 mg/L である基準値（溶出基準）を、排水基準と同じ値である 0.1 mg/L に変更することが適当

産業廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準

- ・ 非水溶性の無機性汚泥（赤泥、建設汚泥）について、現在 0.03 mg/L である基準値（溶出基準）を、水質環境基準値と同じ値である 0.01 mg/L に変更することが適当（非水溶性の無機性汚泥の海洋投入処分に係る基準値設定の考え方については、引き続き検討することが必要）
- ・ 有機性汚泥及び動植物性残さ並びに廃酸・廃アルカリ及び家畜ふん尿について、現在 0.3 mg/kg 及び 0.3 mg/L である基準値（含有基準）を、排水基準値と同じ値である 0.1 mg/kg 及び 0.1 mg/L に変更することが適当

検討結果まとめ

各基準	廃棄物の種類	現行 基準値	新 基準値	現行の検定方法 【見直しなし】
一般廃棄物処分場及び産業 廃棄物管理型処分場の放流 水の排水基準	—	0.3mg/L	0.1mg/L	JIS K0125 の 5.1、5.2、 5.3.2、5.4.1、5.5
産業廃棄物安定型最終処分 場の浸透水及び廃棄物最終 処分場の廃止時の地下水の 基準	—	0.03mg/L	0.01mg/L	JIS K0125 の 5.1、5.2、 5.3.1、5.4.1、5.5
特別管理産業廃棄物の判定 基準	廃酸・廃アルカリ (処理物含む)	3.0mg/L	1.0mg/L	13 号告示別表第 2 又 は JIS K0125(1995) の 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1、 5.5
	汚泥、処理物 (廃酸・廃アルカ リを除く)	0.3mg/L	0.1mg/L	
有害な産業廃棄物及び特別 管理産業廃棄物の埋立処分 に係る判定基準	汚泥、処理物 (廃酸・廃アルカ リを除く)	0.3mg/L	0.1mg/L	
産業廃棄物の海洋投入処分 に係る判定基準	赤泥、建設汚泥	0.03mg/L	0.01mg/L	13 号告示別表 2、第 3 又は JIS K0125(1995) の 5.1、5.2、5.3.1、 5.3.2、5.4.1、5.5
	有機性汚泥、動植 物性残さ	0.3mg/kg	0.1mg/kg	
	廃酸・廃アルカ リ、家畜ふん尿	0.3mg/L	0.1mg/L	

廃棄物処理基準等専門委員会における審議経過について

1 検討の経緯・背景

- 平成 26 年 9 月、中央環境審議会会長から環境大臣に対しトリクロロエチレンの健康保護に係る水質環境基準（公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準）及び地下水環境基準（地下水の水質汚濁に係る環境基準）の基準値を見直すことが適当である旨、答申された。この答申を踏まえ、同年 11 月 17 日、水質環境基準及び地下水環境基準が改正された。

新基準値	旧基準値
0.01mg/L 以下	0.03mg/L 以下

- これを受け、平成 27 年 4 月 21 日、中央環境審議会会長から環境大臣に対しトリクロロエチレンの水質汚濁防止法に基づく排水基準を見直すことが適当である旨、答申された。この答申を踏まえ、同年 10 月 21 日、水質汚濁防止法に基づく排水基準が改正された。

新基準値	旧基準値
0.1mg/L 以下	0.3mg/L 以下

- 水質環境基準等の変更を受け、廃棄物処理基準等専門委員会では、廃棄物処理法に基づく廃棄物最終処分場からの放流水の排水基準、特別管理産業廃棄物の判定基準等の見直しについて検討し、報告書（案）の中間取りまとめを行った。

2 廃棄物処理基準等専門委員会審議経過等

第 9 回委員会（平成 27 年 11 月 16 日）

（主な議題）

- ・廃棄物処理におけるトリクロロエチレンに係る状況について
- ・トリクロロエチレンに係る処理基準等のあり方について

3 今後の予定

本部会で御議論いただいた後、報告書（案）についてパブリックコメントを行う予定。